目 次

○第1号(11月28日)

議事日和	呈 舅	第1号·····	
本日の急	会議は	こ付した事件	
出席議員	員 ····	•••••	2
欠席議員	員 ····	•••••	2
説明の7	ためと	出席した者	
事務局軍	職員と	出席者	
開会・原	開議·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
日程第	1	会議録署名議員の指名	
日程第	2	会期決定について	
日程第	3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日程第	4	議案第59号	榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
			の制定について
日程第	5	議案第60号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
			の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第61号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
			を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第62号	平成29年度榛東村一般会計補正予算(第5号)につい
			τ
日程第	8	議案第63号	平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
			(第3号) について11
日程第	9	議案第64号	平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算
			(第3号) について12
日程第1	1 0	議案第65号	平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
			(第2号) について13
日程第	1 1	議案第66号	平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)
			について
閉	슺		16

平成29年第6回

榛東村議会臨時会会議録

第 1 号

11月28日 (火)

平成29年11月28日(火曜日)

議事日程 第1号

平成29年11月28日(火曜日)午前9時15分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第59号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第61号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第 7 議案第62号 平成29年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について

日程第 8 議案第63号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について

日程第 9 議案第64号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) につ

日程第10 議案第65号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号) について

日程第11 議案第66号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 波多野 宏 美 君 2番 善養寺 孝 君 3番 蜂巢 實 君 村上慎一君 4番 川田敏彦君 5番 6番 小野関 治 義 君 7番 髙 田 清 一 君 8番 清 水 健 一 君 9番 柗 井 保 夫 君 10番 小山久利君 11番 山口宗一 君 12番 岸 昭 勝 君 13番 早 坂 通 君 南 千 晴 君 14番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 真 塩 卓 君 副 村 長 倉 持 直 美 君 長 総 務 課長 小 山 美 子 君 企画財政課長 清村昌一君 税 務 課 長 岩 田 彦 一 君 住民生活課長 山本正子君 健康保険課長 安 田 睦君 産業振興課長 青 木 繁君 建 設 課 長 久保田 邦 夫 君 上下水道課長 清水義美君 清 水 喜代志 君 教 育 長 会 計 課 長 阿佐見 純 君 教育委員会 小 池 賢 一 君 務局長

事務局職員出席者

事務局長岩田健一書記津久井久美

◎開会・開議

午前9時15分開会・開議

○議長(南 千晴君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第6回榛東村議会臨時会を開会いたします。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(南 千晴君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

13番早坂通議員、1番波多野宏美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(南 千晴君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第6回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- ○議長(南 千晴君) 日程第3、諸般の報告について、議会事務局長より説明を求めます。 岩田議会事務局長。
- ○議会事務局長(岩田健一君) それでは、諸般の報告についてご説明申し上げます。 本臨時会開会に伴い受理した議案は、8件であります。

また、平成29年10月分の例月現金出納検査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により代表監査委員より議長宛て提出がありましたので、報告いたします。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の報告書の写しのとおりでございます。後ほどご確認く ださい。

以上でございます。

◎日程第4 議案第59号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について ○議長(南 千晴君) 日程第4、議案第59号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長(小山美子君) それでは、議案第59号の説明を申し上げます。

議案書につきましては、1ページから8ページでございます。議案参考資料につきましては、1ページから2ページ、新旧対照表は3ページから26ページとなっております。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料1ページをお願いいたします。

概要でございます。

こちらは一般職の給料月額及び勤勉手当の支給月数の改定を行うものです。

改正の概要といたしまして、第1条、第2条関係でございます。

1点目といたしまして、給料表の改定、平成29年4月から遡及適用をするものです。平均改定率 0.2%の引き上げの改定を行うものです。

2点目といたしまして、勤勉手当の支給月数の引き上げ、平成29年12月支給分から実施を改定する ものでございます。年間0.1月分、再任用職員は0.05月の引き上げ、引き上げ分につきましては、勤 勉手当に配分するための改定を行うものです。年間支給月数は4.3月分から4.4月分となります。

一般職の職員の支給月数で説明申し上げます。

太枠の表をごらんいただきたいと思います。

平成29年度では12月、勤勉手当が現行0.85月ですが、改正後には0.1月分引き上げられ、0.95月となります。

30年度以降では、引き上げられました0.1月分を勤勉手当の6月期と12月期にそれぞれに0.05月分ずつ配分し、それぞれ0.9月となります。

3点目といたしまして、55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置といたしまして 1.5%減額措置が平成30年3月31日をもって終了することから、当該措置にかかる規定を削除するために改正を行うものです。

3条関係では、平成29年度から段階的に扶養手当の見直しが実施されておりますが、円滑に進める観点から平成29年度の子にかかる手当の額を引き上げるための規定でございます。平成29年度におきましては、子に対して8,000円を8,700円に改めるものでございます。

関係法令といたしまして、地方公務員法第24条第5項、予算措置といたしましては、平成29年度一般会計補正予算(第5号)、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、平成29年度榛東村水道事業会計補正予算(第2号)に

措置させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第59号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第59号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(南 千晴君) 日程第5、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長(小山美子君) それでは、議案第60号の説明を申し上げます。

議案書につきましては、9ページ、10ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。

こちらは一般職の給与改定を踏まえ、村長、副村長及び教育長の期末手当の支給月数の改定を行う

ものです。

改正の概要といたしまして、期末手当の支給月数の引き上げ、平成29年12月支給分において実施を 改正するものであります。期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げ、年間支給月数は4.3月から 4.4月分となります。

太枠の表をごらんいただきたいと思います。

平成29年度では、12月期期末手当が現行2.225月を改正後は2.325月に改定し、平成30年度は6月期と12月期の期末手当に0.05月分ずつ配分し、現行6月期は2.075月を2.125月に、12月期は改正後の2.325月を2.275月に改定するというものでございます。

関係法令は地方自治法第204条、予算措置は平成29年度一般会計補正予算(第5号)により措置を させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第60号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第60号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

[5番 川田敏彦君発言]

- ○5番(川田敏彦君) 非常に発言しづらいんですけれども、今回の改定が人事院勧告でないということとそれから村長、副村長、教育長が一生懸命職務に邁進されていることは十分承知なんですけれども、今現在村長が給料月額が72万5,000円、副村長が57万8,000円、教育長が54万2,000円ということで、村民から見てこれで上げるという理由というのがわかりませんので、反対の討論とさせていただきます。
- ○議長(南 千晴君) ほかに賛成の討論ございませんか。 10番小山久利議員。

[10番 小山久利君発言]

○10番(小山久利君) 国・県の方針に準じて人事院の勧告がなされていると思います。これに沿った増額ですので、賛成といたします。

○議長(南 千晴君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(南 千晴君) 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(南 千晴君) 日程第6、議案第61号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長(小山美子君) それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。

議案参考資料の29ページをお願いいたします。

一般職の給与改定を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

改正の概要につきましては、先ほどの議案第60号の改正と同様となりますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

[13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) 全ての改定趣旨目的として、官民格差というのが出ているんですけれども、 実際現在の官民格差というのはどのくらいなものなんですか。
- ○議長(南 千晴君) 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

- ○総務課長(小山美子君) 0.2%官民格差、平均改定率として0.2%になっております。
- ○議長(南 千晴君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

- ○13番(早坂 通君) この0.2というのはここにも書いてあるので、その0.2というのはどういうところからはじき出したんですか。例えば国の関係機関のそういう裏づけは何でしょうか。
- ○議長(南 千晴君) 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長(小山美子君) 人事院が調査した結果であります。

ほかに質疑ございませんか。

4番村上慎一議員、起立してください。

[4番 村上慎一君発言]

- ○4番(村上慎一君) 今、人事院が発表とありますけれども、先ほど早坂議員が質問したように、 民間との格差というのはパーセントというのは例えばそれが大企業なのか、中小企業なのか、零細、 金額で差があるからその結果0.2%というパーセンテージという表現があったと思うんですけれども、 金額では何がどれだけ違うから引き上げしようと思ったんですか。
- ○議長(南 千晴君) 暫時休憩といたします。

午前9時32分休憩

午前9時41分再開

○議長(南 千晴君) 会議を再開いたします。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長(清村昌一君) それでは、人事院勧告に至るまでの人事院の調査、民間の調査につきましては、企業規模50人以上でかつ事業所規模が50人以上の事業所というものの中から1万3,000事業所程度を抽出して毎年度実施をされているというところでございます。

本年度の官民格差につきましては、月例給部分で631円、それといわゆるボーナスにつきまして、 今回改定お願いしてございます0.1月の格差があったということでございます。

○議長(南 千晴君) よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第61号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。 5番川田敏彦議員。

[5番 川田敏彦君発言]

- ○5番(川田敏彦君) これも非常に複雑な思いなんですけれども、受け取る側からすればそれは少ないより多いほうがいいんですけれども、今の状態とかそれから村民感情とか見てこれも上げることがどうしても必要なのかという点ではちょっと問題があると思いますので、反対討論とさせてもらいます。
- ○議長(南 千晴君) 続きまして、賛成の討論について発言を許可いたします。 9番柗井保夫議員。

[9番 柗井保夫君発言]

○9番(柗井保夫君) 賛成討論します。

特に官民格差に基づく一般職の給与改定これを踏まえての期末手当の月数の改定ということで、賛 成をさせていただきます。

以上です。

○議長(南 千晴君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(南 千晴君) 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第62号 平成29年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について

○議長(南 千晴君) 日程第7、議案第62号 平成29年度榛東村一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長(清村昌一君) それでは、議案第62号について説明申し上げます。

議案書13ページになります。

歳入歳出予算の総額に1,112万4,000円を加え、総額を63億9,764万3,000円とするものでございます。 今回の補正予算につきましては、ただいま可決いただきました給与条例、報酬条例等の改正に伴い、 職員給与費について月例給及び一時金の支給月数の引き上げ等にかかる給与費等並びに常勤特別職及 び議会議員の一時金の支給月数の引き下げに伴う給与費等を計上したものでございます。また合わせ まして、職員手当について、受給資格の得喪等による増減を行ったほか、特別会計の給与改善費にか かる繰出金を増額するものでございます。

別冊の議案参考資料の32ページをお願いいたします。

主要事項を申し上げます。

歳入につきましては、19款1項財政調整基金繰入金1,117万5,000円の増、19款2項太陽光発電事業特別会計繰入金5万1,000円の減となってございます。

歳出につきましては、先ほど申し上げました条例等の改正に伴います給与費等の補正で1,092万9,000円、特別会計への繰出金19万5,000円の増でございます。

繰出金の内訳につきましては、41ページ、歳出の事項別明細書になります。

6款1項8目農業集落排水事業特別会計繰出金2万7,000円の増、それから43ページ、上の表ですけれども、8款5項3目公共下水道事業特別会計繰出金16万8,000円でございます。

47ページ、給与費明細書がございます。村長と常勤特別職及び議会議員の期末手当及び共済費の合計で62万円の増でございます。

次48ページが一般職でございますけれども、上の表の比較の項、総額で1,025万8,000円の増となっております。職員手当の内訳につきましては、その下にある表のとおりでございます。

榛東村一般会計補正予算(第5号)の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第62号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成29年度榛東村一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(南 千晴君) 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第63号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)について

○議長(南 千晴君) 日程第8、議案第63号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水義美上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長(清水義美君) それでは、平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3号)についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に16万8,000円を加え、総額を4億5,587万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、議案第59号でご可決いただきました給与条例の改正に伴い、職員給与費等の補正でございます。

別冊の議案参考資料の50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入予算では、5款1項一般会計繰入金、補正額16万8,000円でございます。

歳出予算では、2款1項、補正額16万8,000円でございます。内訳は給料1万4,000円、職員手当等 11万円、共済費4万4,000円でございます。

なお、職員給与費明細書につきましては、説明は省略させていただきます。

以上で榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。ご審議の 上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第63号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成29年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(南 千晴君) 日程第9、議案第64号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 第(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

〇上下水道課長(清水義美君) それでは、平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)についてご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に2万7,000円を加え、総額を1億6,991万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、議案第59号でご決議いただきました給与条例の改正に伴い、職員給与費等の補正でございます。

別冊の議案参考資料57ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入予算では、4款1項繰入金、補正額2万7,000円でございます。

歳出予算では、1款1項職員給与費、補正額2万7,000円で、内訳は給料1万2,000円、共済費1万5,000円でございます。

なお、給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第64号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成29年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のと おり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第65号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(南 千晴君) 日程第10、議案第65号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔產業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長(青木 繁君) 議案第65号 太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)について 説明申し上げます。

議案書23ページをごらんください。

歳入歳出予算に6万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,390万8,000円といたします。

今回の補正は、白子の海ソーラーポート内の発電パネル1枚の強化ガラスが割れたため、その修繕

に伴う損害保険金6万5,000円を歳入に、その修繕費6万5,000円を歳出にそれぞれ加えるとともに、 歳出の一般管理費消費税予算を5万1,000円増額し、一般会計繰出金を5万1,000円減額するものです。 議案参考資料67ページをごらんください。

事項別明細書の歳入です。

4款1項1目1節雑入6万5,000円、発電パネルの修繕に伴う公有財産損害保険料です。

議案の参考資料68ページをごらんください。歳出となります。

1 款 1 項 1 目一般管理費、27節公課費 5 万1,000円、消費税です。同じく28節繰出金 5 万1,000円の減、一般会計繰出金です。

その下2款1項1目管理費、11節需用費6万5,000円、機械器具修繕費により損傷パネルを修繕します。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第65号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 平成29年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(南 千晴君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(南 千晴君) 日程第11、議案第66号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 清水義美君発言]

〇上下水道課長(清水義美君) それでは、平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書26ページをお願いいたします。

2条では、水道事業費用の支出予定額の総額に20万9,000円を加え、総額を2億7,323万2,000円と するものです。

3条では、予算第8号に定めた職員給与費に20万9,000円を加え、1,670万8,000円に改めるものでございます。

今回の補正は、議案第59号でご可決いただきました給与条例の改正に伴い、職員給与費等の補正でございます。

議案参考資料71ページをお願いいたします。

職員給与費明細書です。これにつきましては、説明を省略させていただきます。

73ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)の説明書です。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款 1 項 3 目総係費補正予定額20万9,000円で、内訳は 1 節給料 2 万4,000円、 2 節手当 8 万5,000円、 5 節法定福利費10万円でございます。

以上で榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第66号については、委員会付託を省略いたします。 討論を行います。

先に反対の討論について発言を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 平成29年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(南 千晴君) 以上をもちまして本日付議された案件は全て終了しましたので、平成29年第 6回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 早 坂 通

榛東村議会議員 波多野 宏 美